

『出産準備金』・『出産祝金』を支給します

次世代を担う子どもの誕生を祝福し健やかな成長を願うとともに、妊娠及び出産・育児にかかる経済的負担の軽減を図り、少子高齢化の防止と若年層の定住促進を目的に、出産準備金及び出産祝金を支給します。

出産準備金

【対象者】

下記の全てに該当する方

- ① 平成28年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた方
- ② 母子手帳交付前に6ヶ月以上、天塩町に住民登録しており、かつ居住実態がある方
※町税等を滞納している方、生活保護の受給者は対象から除かれます。



【支給額】 10万円

【申請の手続き】

母子健康手帳交付以降に申請書に必要事項を記入し、居住について、申請書の所定の欄に町内会長若しくは民生委員児童委員から証明を得た後、下記の役場担当窓口へ提出してください。

申請書は母子健康手帳交付の際にお渡しします（町ホームページからダウンロードできます）。

【支給方法】 原則として、口座振込とします。

【申請窓口・お問合せ先】 天塩町役場 福祉課福祉係・ふれあい係
電話 2-1728【福祉課直通】

出産祝金

【対象者】

下記の全てに該当する方

- ① 平成28年4月1日以降に出産し、天塩町に新生児の住民登録をした父又は母
- ② 新生児の両親（両親のうち父又は母が欠ける場合は、父又は母）が、新生児の住民登録前に1年以上、天塩町に住民登録しており、かつ居住実態がある方
- ③ 新生児の両親（両親のうち父又は母が欠ける場合は、父又は母）が、新生児の住民登録後に1年以上、天塩町に住民登録しており、かつ居住実態がある方
※町税等を滞納している方、生活保護の受給者は対象から除かれます。

【支給額】

第1子	30万円
第2子	50万円
第3子以降	100万円

※支給する金額の3割相当を
天塩商工会発行の商品券での
支給となります。



【申請の手続き】

新生児の住民となった日から1年を経過する以降（児の1歳の誕生日の前日以降）に、申請書に必要事項を記入し、居住について、申請書の所定の欄に町内会長若しくは民生委員児童委員から証明を得た後、下記の役場担当窓口へ提出してください。

申請書は役場窓口で用意しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

【支給方法】 原則として、口座振込とします。

商品券については、町長若しくは町長の命を受けた職員から直接お渡しします。

【申請窓口・お問合せ先】 天塩町役場 福祉課福祉係
電話 2-1728【福祉課直通】